

産学官ワーキンググループ設置要綱について

都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）と称する。

（目的）

第2条 本ワーキンググループは、東京都が整備すべき3Dデジタルマップの仕様について検討を行うとともに、民間活力の活用など、より効率的かつ効果的な3次元データ収集スキームや管理体制、活用内容など、導入・運用手法の構築を見据えた検討を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 ワーキンググループは、別紙のワーキンググループメンバーをもって組織する。

2 座長は、メンバーの互選により定める。

（ワーキンググループ）

第4条 ワーキンググループは、座長が招集する。

2 座長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 ワーキンググループの公開は、ワーキンググループ資料及び議事概要の公開をすることにより行う。

4 ワーキンググループ資料及び議事概要の公開は、原則としてワーキンググループ開催後、遅滞なく行うこととし、座長が必要があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

5 ワーキンググループは座長が必要があると認めるときに限り、これを書面による決議とすることができる。

（ワーキンググループ運営事務局）

第5条 ワーキンググループの庶務は、東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

都市の3Dデジタルマップの実装に向けた産学官ワーキンググループ メンバー一覧

1 委員

越塚 登	東京大学大学院情報学環教授
田中 浩也	慶應義塾大学環境情報学部教授
古橋 大地	青山学院大学地球社会共生学部教授
森 亮二	英知法律事務所弁護士
岩本 敏男	株式会社NTTデータ相談役
関本 義秀	一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会代表理事
村山 弘晃	国土交通省都市局国際・デジタル政策課企画専門官

2 幹事

東京都 都市整備局まちづくり調整担当部長
東京都 都市整備局先端技術調整担当部長
東京都 デジタルサービス局デジタルサービス推進部 データ利活用戦略担当課長（スマートシティ・データ連携担当課長兼務）
東京都 都市整備局総務部調整担当課長
東京都 都市整備局都市基盤部交通企画課長

3 オブザーバー

国土交通省大臣官房技術調査課

4 事務局

東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課